

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録**

- 1 日 時 令和6年10月4日（金）午前9時24分～午前11時20分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果について  
○設定様式について  
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和6年度島根県自動車新車小売業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

部会長となりました松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 おはようございます。本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚。会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますので、ご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、設定様式。資料ナンバー2が1枚もので、令和5年度特定最低賃金改定状況、新車小売関係。資料ナンバー3が2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移となっております。

その他、参考資料として「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数（新車）」の1円刻みの表をお配りしています。

また、1枚もので、9月19日の合同会議でお配りした資料その1青色インデックスナンバー2の差し替えを置いております。以上です。

(資料確認)

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【指導官】 報告します。本日は、全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令の規定、第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月24日から10月1日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月19日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明して下さい。

【指導官】 私から、今年度行いました島根県自動車新車小売業、以下、新車と言いますが、新車に係る基礎調査結果の主な点について、ご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、9月19日に開催しました合同会議の部会別資料をご覧ください。この青のインデックスナンバー2の「令和6年最

低賃金に関する基礎調査結果報告書」によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しております新車の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数を見ますと、第2表の下の(参考)として記載しておりますとおり、250事業所で2,233人となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が29人以下のところでは183事業所に調査票を発送しまして、132事業所から回答がありました。このうち、労働者がいない等調査対象外を除いた119事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思っております。まずは資料の11ページをご覧ください。

11ページをご覧くださいと、図2として新車の賃金分布、時間額換算をグラフにしたものがございます。横向きの棒グラフとなっておりますが、時間額1,100円以上の割合は86.8%で、1,100円未満は13.2%ということになっております。

参考までに、少し戻りますが、資料7ページをご覧くださいと、こちらは調査対象の全産業についての賃金分布となっております。

全産業におきましては、時間換算1,100円以上の割合は、54.8%となっております。1,100円未満は45.2%となっており、全産業と比べて新車につきましては、高い賃金分布となっております。

なお、資料12ページの特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計、上の表では1,133円に対してまして、新車、下の表では1,478円となっており、この中位数を見ても新車の賃金分布は高くなっております。

続きまして、13ページをご覧くださいと、こちらでは、第11表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と新車の状況を表にしております。中の数字を見ますと、月1人当たり労働時間数は、対前年比で増減0パーセントとなっており、また時間当たり平均賃金額では、対前年比プラス4.4パーセントという結果となっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、その他、青いインデックスナンバー3の終わりに、参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を付けておりますが、この表の基となります実数値、サンプル数につきましては、本日配付の資料の中に参考資料としてお配りしています。詳細につきましては、現在、新車の特定最低賃金額は960円ですが、今回の調査において、この特定最低賃金を下回る未満者のサンプル件数としては29人となっています。内訳としては、男女別では22人が女性で、7人が男性となっています。また就業形態では、一般労働者が22人、パートが7人となっています。

給与形態では、月給者が21人、時間給が8人となっています。なお、月給者の方で未満者が多くなっていますが、この基礎調査は、6月分賃金の調査を行っておりますので、6月は祝祭日もなく、他の月より所定労働日数が多いために、単純に6月分月給を時間換算した場合に最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではないかと考えられます。

また、特に時間給の方などは、ほとんどが島根県最賃904円以上ではありますので、特定最賃が適用になるとっておられない事業場も一部あるのではないかと考えられます。基礎調査結果の説明については以上となります。

その他、本日の会議資料として赤のインデックスナンバーに令和5年度における全国での新車の改定状況資料を付けしております。審議のご参考としていただければと思います。以上です。

**【部会長】** 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

(「ありません。」)

**【部会長】** それでは、事務局は会議次第3の設定様式について説明してください。

**【室長】** お配りしました資料ナンバー1をご覧ください。

本日はこの設定様式の説明を行いますけれども、この説明の前に形式上の修正について説明をさせていただきます。

修正の該当箇所ですけれども、この様式の第2項目目、読んで参りますと、「…当該産業において管理、…」管理の後の「カンマ、」が「句読点、」に訂正をお願いします。これは日本標準産業分類が令和6年4月1日に改正施行になりまして、形式上の修正ということとなります。

したがって、様式の内容だとか、意味合い等についての変更はございません。昨年と同様ということになります。

それでは設定様式のご審議のほどよろしくをお願いします。

**【部会長】** 設定様式についてご意見ををお願いします。事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。

(「はい。」)

**【部会長】** それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

**【部会長】** 会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

労働者側から、その他の意見はいかがでしょうか。

(疎明資料配布)

**【黒目委員】** 先ほど配布しました資料に基づいて説明をしていきます。黒目でございます。よろしくをお願いします。

そうしますと、今回の令和6年度の特定産業別最低賃金自動車新車小売業疎明資料ということで、この資料に基づいて労働者側の発言とさせていただきたいと思いますので、お配りした資料をご覧ください。

日本経済の国際的な課題影響から原材料費の高騰等により、かつて経験のない消費者物価指数の高騰・エネルギー費の高騰が続いており、未だ高止まりしない状況です。経済はコロナ禍を脱し、社会活動の正常化が進んでいくことと連動して緩やかに回復傾向にあります。今後は長らく続いたデフレ基

調から脱却し、経済回復を自律的な成長軌道へと転換していくことが求められていると思っております。

そういった状況の中、今年度の地方最低賃金審議会に当たっては、中央審議会においては、みなさんご存じのとおり全ランク50円の目安額が提示されました。島根地方審議会もそれに基づいて審議が行われました。

島根では、最低賃金決定の3要素に加えて、島根県最賃の影響を受ける労働者に焦点を当て審議されました。残念ながら全員の賛成が得られなかった中で、58円引き上げの結審を図りました。

それは、地域間格差の縮小と島根県における地域の中小企業の事業継承や人材確保につなげていくという一定の課題解決につなげることが出来たものと考えているところでございます。

しかしながら、安心・安全が担保できる水準には程遠い状況にあることも事実であります。

連合島根の2024春季生活闘争では、昨年を引き続いて過去最高の賃上げを実現したものの、賃金の伸びが足元の物価上昇には追いつくことが出来ていないということが現状でございます。

経済の好循環を継続的・安定的に回していくためには、何といたっても消費マインドを継続的に引き上げることで、県内の基幹産業を活性化し、県内経済をけん引していくことで島根県の更なる展望を図っていかねばならないと考えているところでございます。

労働者の代表としまして、自動車新車小売業の最低賃金審議に臨むにあたり、改めて産業が抱える課題や将来性についても議論を深め、認識の共有化を図る絶好の機会と捉え、労働者の代表としての主張を展望する中で、真摯な議論をして参りたいと考えています。公益側の先生のお導きの下、全会一致で円満に結審出来ますよう努力してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

そうしますと、1ポツのところ、新車小売業を取り巻く現状について、ご説明をさせていただきます。

今年、2024年8月の累計自動車新車販売においては、1月から8月累計では186万台で、昨年対比マイナス8.1パーセント減となっていると

のことでございますけれども、一方で、今年8月6日に中国財務局松江財務事務所が公表した7月の「島根県の経済情勢」には、総論として「県内経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」と総括判断を示しています。判断の要点としては、個人消費についても「一部に弱さがみられるものの、持ち直している」としており、中でも、乗用車販売については、認証不正問題に伴い停止していた一部自動車メーカーの生産が再開したことで、受注が回復傾向にあり、生産量も徐々に戻りつつあるということで結論付けているところでございます。

また、自動車販売業界の経営安定の上では、新車販売はもちろんですが、車検・点検・整備・修理などのアフターサービスの収益が大きな役割を果たしていることも重要視しなければならないと考えているところでございます。

そういった状況下にあって、自動車販売業界の安定経営の上で重要な役割を果たす人材の確保という柱の構築が最大限必要だろうというところです。

島根にあっては、車検・点検・整備・修理などのアフターサービスの収益に大きな役割を果たしている整備士の県外流出に何としても歯止めを掛けることが最大の課題となっていると認識をしているところです。

今回の具体的要求についてということでございますけれども、島根県の経済の好循環を目指す上で、最低賃金の引き上げは必要不可欠であるというところでございます。そこに働く労働者のモチベーションが高まれば、おのずかとして生産性の向上につながり、引いては、企業の発展に貢献することになると考えております。

労働条件は本来、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものでございますけれども、日本では8割以上の労働者が自らの労働条件の決定に関与できないことから、特定産業別最低賃金は、企業における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補充・代替しなければならないと考えているところでございます。

とりわけ、人口減少が顕著に進む島根県にあっては、公共交通インフラの不便性がますます増す状況下において、一人が1台所有する自動車は生活の上で必需品となっています。

自動車新車販売業は島根県において、県民の安定した生活を確保する上で非常に重要な産業であり、自動車産業の発展の基盤を築き上げる役割を果たす上においても、基幹産業として重要な位置を占めていることから、労使のイニシアティブにより地域の公正競争が確保できる水準に向けた議論を展開したいと考えているところでございます。

令和6年度の島根県自動車新車小売業最低賃金改正の申し出に当たっては、令和6年最低賃金に関する基礎調査報告書の11ページ、図2の所定内賃金階級別労働者数において、時間当たりの所定内賃金額が1,050円以上の労働者はおよそ90パーセントとなっていることや、第9表の男女別計、年齢別賃金分布表によると、時間等平均賃金額は1,553円となっていること及び過去10年の県賃との優位性を鑑み、その上で今後も続くであろう物価上昇を考慮する必要があると考えているところです。

今年度の審議においては、自動車新車小売業の最低賃金について、人材の確保と生産性向上の観点から、金額にして「94円」の引き上げ、1,054円を要求します。

先ほどの最低賃金に関する基礎調査報告書における時間等平均賃金額の上でも、支払い能力については十分担保されており、実態水準に近づける努力を労使で共有していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

本審議に当たり、より健全な労使関係を構築していくことに貢献する審議会となるよう努めることとお誓い申し上げ、労働側の主張といたします。

もう一つ、グラフの方を説明しておきます。

これは、先ほどもお話ししましたとおり、自動車小売の過去10年の賃上げの状況について、県賃との新車小売を比較したものでございます。

折れ線グラフにつきましては、県賃と新車小売の引き上げ率を表したものです。

棒グラフについては、県賃との優位性を表したものでございます。

折れ線グラフの県賃の引上率と自動車小売の引上げ率をみると、折れ線グラフが示すとおり、その年々の議題においてそれなりの引き上げ率になっていると思いますが、優位性のところでみると、コロナ禍のところから若干落

ちているということが見て取れると思います。

要因の一つには、労働協約の金額などが影響していると思いますが、島根県内の基幹産業の立ち位置にある中で、県賃からみる優位性が右肩下がりを示しているので、そういった観点から今回の要求金額の94円は導き出しているというところでございます。

ちなみに、優位性の10年間の平均というのが109.46パーセントということで、昨年、一昨年と108パーセント、106パーセントと表のとおり下がってきている現状でございますので、是非ともこういったことを考慮の上、しっかりと議論ができればと思っております。労働者側としては以上でございます。

**【部会長】** 続きまして、使用者側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

**【多野委員】** 使用者側の多野と言います。よろしくお願いします。

この度、県の最賃の審議会参加させていただいております議論の中で、先般、県の最低賃金の話をする時に島根県の物価上昇率3.5パーセント程度ということから、県の最低賃金に掛けて計算した時に29円を当初提示させていただきました。

今回は、自動車小売の方でもしそのような数字を出させていただくとすると、960円掛ける3.5パーセントということで34円程度になろうかと思えます。ただし、今回は国の方が当初賃金上昇を5パーセント程度目指していくというような、今年はパーセント提示でのご提示が最初であったかと思えます。ということで、960円掛ける5パーセントということで48円という金額の今回提示をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

改めて、昨日打ち合わせをさせていただいたのですけれども、自動車小売という業種の中には、大きなところから小さいところまで加味したところで今回はこの提示が妥当ではないかということで話をさせていただきまして今回は48円を提示させていただきたいというふうに思えます。よろしくお願いします。

【部会長】 労使それぞれから基本的な意見をいただきました。  
双方のご意見を聞かれて、お話することはありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。  
したがって、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは、会議を再開します。  
先般、提出された労働者側からの申出書に最も低い協約金額の記載があることから、労使双方から40円引き上げの再提示がございました。  
40円引き上げということで、労働者側、使用者側ともご異議はありませんでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で40円引

上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために、「専門部会報告書」を作成します。

また、第438回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」こととなります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。

事務局で専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成して下さい。

その間、休憩とします。

（専門部会報告書（案）及び答申文（案）作成）

**【部会長】** それでは、事務局から、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配付して下さい。

（専門部会報告書（案）及び答申文（案）配布）

**【部会長】** それぞれの案についてご質問ございますか。

（「ありません。」）

**【部会長】** それでは最初に専門部会報告書（案）について決議します。専門部会報告書（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

（「特にありません。」）

**【部会長】** ご異議がないようですので、専門部会報告書については、案のとおり全会一致で決議されました。

それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消して下さい。

続いて、答申文（案）について決議します。答申文（案）に、ご異議はあり

ませんか。

(「ありません。」)

**【部会長】** ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり全会一致で決議されました。答申文の「案」の文字を消して下さい。それでは答申いたします。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

**【基準部長】** 労働基準部長の松井でございます。ただいま答申をいただきましてありがとうございました。

今回、非常に慎重にご審議をいただいた結果、結果は40円ということで全会一致の答申をいただきました。誠にありがとうございます。

労使ともに歩み寄っていただいた結果だと思っております。

公益委員の方に置かれましてもご調整ありがとうございました。

**【部会長】** それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(「ないです。」)

**【部会長】** 事務局から何かありますか。

**【室長】** ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を、本日公示します。

審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を、文書で10月21日月曜日までに提出していただくよう求めることといたします。

異議の申出がありましたら、本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行って、先ほど法定どおりということでしたので、最短で令和6年12月5日木曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願いします。以上です。

**【部会長】** 本専門部会の任務は終了しました。9月3日開催の第438回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は廃止いたします。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。